

## クリニカルハイジニスト規則

### (目的)

第1条 国家資格を有するだけではなく、歯周治療及び歯科疾患の予防を担う専門職として技術と知識と指導能力をあわせ持ち、歯科医師から信頼され患者を担当として任せられるという責任を担える歯科衛生士の育成と支援を目的とする。

### (定義)

第2条 クリニカルハイジニストとは、国家資格を有するだけではなく、歯周治療及び歯科疾患の予防を担う専門職として技術と知識と指導能力をあわせ持ち、歯科医師から信頼され患者を担当として任せられるという責任を担える歯科衛生士をいう。

2 クリニカルベーシックハイジニストとは、第1項に定めるクリニカルハイジニストの基礎を築くためのクリニカルベーシックハイジニスト養成コースを受講し、ベーシックハイジニスト認定試験に合格した者。

もしくは出張セミナーミントコース受講修了者でミントセミナーがベーシックハイジニスト認定試験と同等と判断する試験に合格した者をいう。

3 クリニカルプラチナハイジニストとは、第2項に該当する者がミントセミナーが定めるセミナーを受講し、プラチナハイジニスト認定試験に合格した者をいう。

4 クリニカルマスターハイジニストとは第3項に該当する者がミントセミナーが定める研修内容を修了し、認定試験（デモンストレーション試験）に合格した者をいう。

### (認定)

第3条 ミントセミナーはクリニカルハイジニスト認定試験もしくはミントセミナーがベーシックハイジニスト認定試験と同等と判断する試験に合格した者をクリニカルハイジニストに認定する。

なお、認定試験の内容については別に定める。

### (義務)

第4条 クリニカルハイジニスト認定者は第1条の目的を理解し、クリニカルハイジニストとして自覚を以て歯科衛生士業務に努めなければならない。

### (資格登録)

第5条 クリニカルハイジニスト認定者はミントセミナーに資格登録を行うことができる。

2 クリニカルハイジニスト資格登録については別に定めるクリニカルハイジニスト資格登録規定による。

(インストラクター契約)

第6条

第2条第4項に定めるクリニカルマスターハイジニストを取得した者は、NDLミントセミナーとmint-seminar公認インストラクター契約を締結することができる。

なお、mint-seminar公認インストラクターの契約内容は別に定める。

(規則の変更)

第7条 この規程の変更はミントセミナー事務局において審議し、ミントセミナー代表の了承を以って決定する。

附則

この規則は2024年8月1日から施行する。